九　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	当該伝搬障害防止区域の範囲	
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄のに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（メートル）
［一～六六　略］				

改正前

一　［同上］		
区分	当該伝搬障害防止区域の範囲	
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線分の両側それぞれ㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（メートル）
［一～六六　同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［二　略］

［二　同上］

字矢沢二二一番地一（九八七・八〇）			
字矢沢二二一番地一（九八七・八〇）			
	㈠　長野県上水内郡信濃町大字野尻字長範山三一〇二番地二外（七九五・八〇）	〇・〇一四・九〇	
	㈡　新潟県妙高市大字赤倉字廣五八八番地六二（七一〇・〇〇）	五〇	
	一六五		
	長野県上水内郡信濃町　熊坂 新潟県妙高市　関川、毛祝坂、田口、田切、二俣、赤倉		